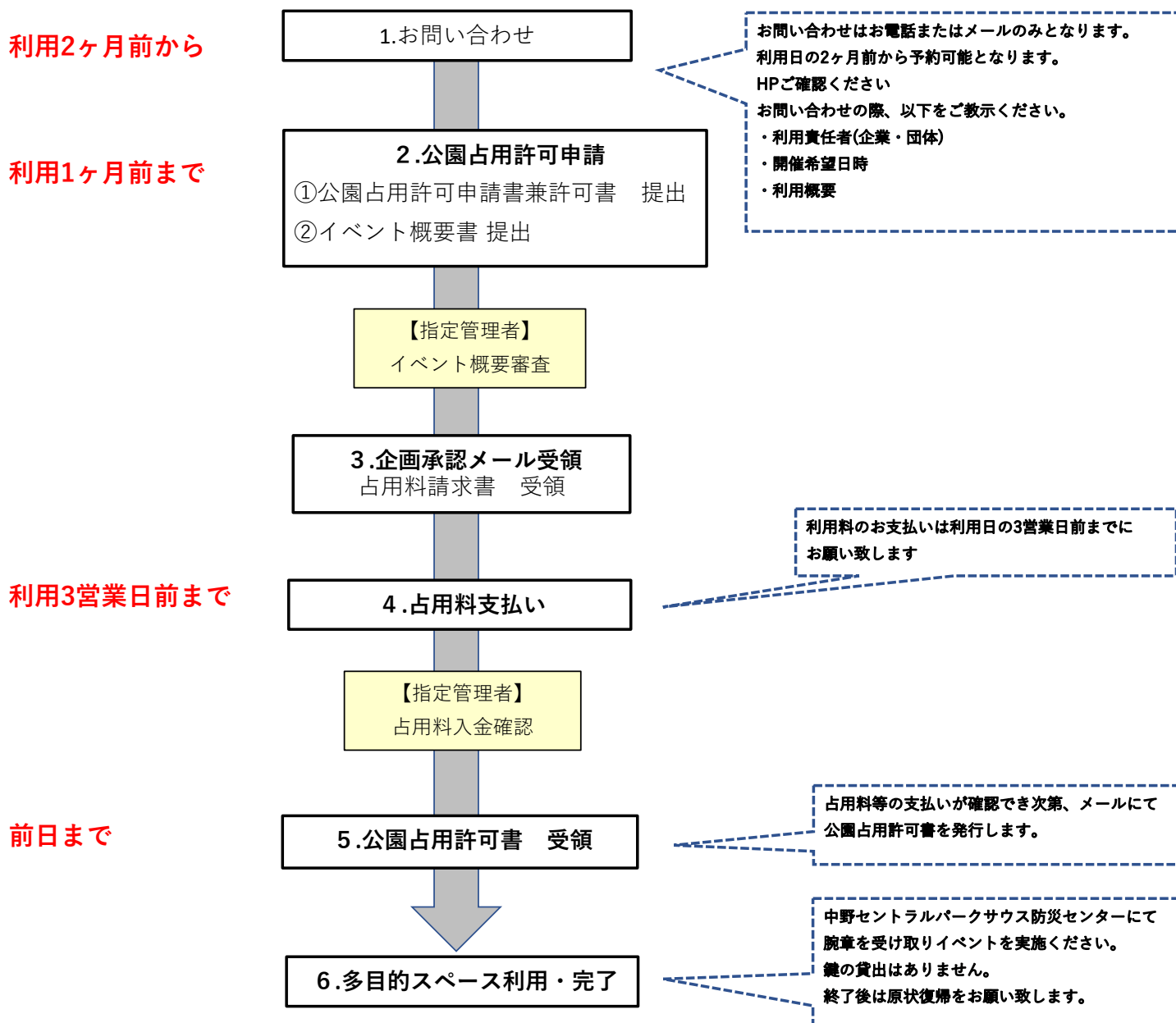


中野四季の森公園 管理棟内多目的スペース利用までの主な流れについて

- ・多目的スペースの占有使用ができるのは土日祝日で、イベント開催が無い日程のみご利用できます。
- ・イベント利用のみに限ります。教室・会議・打ち合わせ等のご利用はできません。



※多目的スペース利用者が行う手続きは、手続き1から7です。

次のページの手続きを確認し、進めてください。

※提出物及び期限については、「別表. 資料一覧」を参照してください。

※使用日の3営業日までに入金確認出来ない場合、使用許可が下りないことがあります。

<中野四季の森公園 多目的スペース占有に関する事前相談及び協議、資料等提出先>

株式会社POD

TEL : 03-5577-6464 FAX : 050-3156-1104

E-mail : nakano-i@podinc.jp

受付時間 : 平日10:00~17:30(土日祝定休)

〈各手続きについての確認及び注意事項〉

【手続き1】お問い合わせ

- (1)お問い合わせはお電話またはメールにてお願いします。
- (2)お問い合わせの際に利用責任者・利用希望日、内容詳細を確認させていただきます。

【手続き2】占用利用申請書兼許可書送付

- (1)占用利用申請書兼許可書を送付頂いてから内容の審査に入ります。
- (2)提出方法はメールにてお願い致します。
メール以外の方法をご希望の方はお問い合わせにてご相談ください。
- (3)占用利用申請書兼申請書の提出は利用予定日の1ヶ月前までをお願い致します。
1ヶ月を超えてしまいますと内容承認が出来ない場合がございますので、ご注意ください。

【手続き3】内容承認・占用料請求書メール受領

- (1)内容承認通知メール;指定管理者から利用者等へ送付
- (2)お支払いは前払いです。請求書は速やかに金融機関にてお支払いください。
- (3)利用日の3営業日前までにお支払い頂くようお願い致します。

【手続き4】占用料の支払い

- (1)占用料は指定管理者から請求書にて送付致します。指定の口座にて振込をお願いします。
※領収書の発行は致しません。

【手続き5】公園占用申請書兼許可書受領

- (1)占用料のお支払い確認次第、メールにて占用利用申請書兼許可書をお送り致します。

【手続き6】多目的スペース利用・完了

- (1)利用時は安全第一でお願い致します。
- (2)指定管理者から利用者等に利用中に指導が入る場合がございます。
ルールを守って使用して頂くようお願い致します。
- (3)鍵の受け渡し等は御座いません。
お時間になりましたらパーテーションを外してご入室ください。
- (4)お時間を厳守してご利用頂くようお願い致します。
- (5)利用後は原状回復をお願いします。原状回復されていないと確認された場合、再度行っていただきます。
なお、別日に行う際には、占用料が発生しますのでご了承ください。

別表 提出物一覧

手続き番号 (提出期限)	書類名等	入手方法	備考
手続き3 (4週間前)	公園占用許可申請書 兼許可書	指定管理者よりメールで受領	1ヶ月前までにご提出 お願いします。
	イベント概要		